

一般社団法人日本小児神経学会 薬事小委員会細則

第1条 委員会の目的

- 1 小児神経疾患の診断、治療に関する薬剤、診断、治療技術の保険適応の拡大を社会保険小委員会と協力して目指す。
- 2 現行の診療報酬体系のなかで評価されていない、あるいは評価不十分な小児神経疾患の治療薬、いわゆる未承認薬の承認や、適応外使用の承認を目指す。
- 3 市販後薬剤の情報を医療安全委員会と協力していち早く会員に周知する。

第2条 委員の任期

委員長、委員の任期は2年、再任は原則4回までとする。ただし必要な場合は再任を妨げない。

第3条 定員

神経筋疾患、てんかん、発達障害、自己免疫、新生児、代謝障害など数多くの専門分野に対応するために定員は20名を若干超えることを可とする。

第4条 副委員長

副委員長は、委員長が指名する。

平成27年7月25日 制定